

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	2	
受付日	2018年4月2日	
通報内容	マレーシアの木材加工工場において、労働組合活動に参加した労働者が不当に退職させられたという内容	
処理結果	<ul style="list-style-type: none">・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 【理由】<ul style="list-style-type: none">・組織委員会の調達案件に関する通報でないため。・他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点を実質的に同一であるため。・組織委員会は5月下旬に来日した通報者と面会し、本案件が通報受付窓口の対象案件に該当しない旨を説明。・通報受付窓口の対応は終了。【2018年5月】	
備考	組織委員会では、通報者と当該工場等が面会する機会の設定を検討。	